

公益財団法人岩手県国際交流協会 「災害時外国人サポーター」設置要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、外国人が災害リスクを回避するための支援や、適切な情報伝達やコミュニケーションを通して災害発生時に外国人を支援する「災害時外国人サポーター」の登録・活動について、必要な事項を定めるものです。

(活動内容)

- 2 「災害時外国人サポーター」は、災害発生時に外国人を支援するための、次の活動を行います。
 - (1) 外国人への災害・防災にかかる必要な情報の伝達や避難誘導
 - (2) 外国人コミュニティ等との情報の仲介
 - (3) その他、外国人の支援にかかる協力依頼事項

なお、災害時外国人サポーターに登録された方のうち、災害時多言語支援窓口の運営において必要な言語の話者については「語学エキスパート」として、災害時多言語支援窓口の運営にかかる協力を依頼する場合があります。

(登録要件)

- 3 外国人と関わりのある方、及び災害時に外国人の支援にご協力をいただける方で、以下のすべての条件を満たす方は、登録することが可能です。
 - (1) 18歳以上であること。
 - (2) 岩手県内で活動できること。(岩手県内に在住または通勤・通学していること。)
 - (3) 災害時の外国人支援について理解していること。(外国人と関わる活動経験、あるいは当協会が指定する講座を受講したことがあることなど。)

(登録方法)

- 4 「災害時外国人サポーター」登録申込票を協会に提出し、登録要件を満たすことが確認できた方を、「災害時外国人サポーター」として登録します。

(登録証の交付)

- 5 「災害時外国人サポーター」として登録する方には、「災害時外国人サポーター登録証」を交付します。

(登録更新)

- 6 登録された方には、4年毎に登録意向及び登録状況の確認を行い、登録の更新を行います。ただし、初回更新においては、登録から1年を経過して最も近い一斉更新時に登録を更新します。

2024年12月19日施行